

北かつしか社交飲食業連合会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会の名称は、北かつしか社交飲食業連合会と称する。
- 第 2 条 本会は、飲食営業許可を得た個人・法人或いは、得ようとする者、及びその役員又は飲食業従事者および賛助会員を以て構成組織する。葛飾区とその近隣の墨田区・江東区・足立区の北部・江戸川区の南部地域等の区域内に於いて、本会への入会希望者がある場合は、所定の手続きを行い入会することが出来る。
- 第 3 条 本会の事務所は、会長宅に置くことを原則とするも便宜上他の場所に置くこともできる。

第 2 章 目的及び事業

- 第 4 条 本会は、社交料飲業発展のため、会員の団結と相互扶助の精神にもとづき、事業に対する研究及び関係諸団体との渉外と、組合員の親睦を図り併せて業界の福利増進を図るを以て目的とする。
- 第 5 条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。
1. 実務研究と関係法規研究等の講演会や座談会の開催
 2. 会員及び従業員の文化講座及びレクリエーション
 3. 社交飲食業及び料飲業に関連するイベント等の開催
 4. 一般社会啓蒙活動の協力
 5. 関係官公庁との連絡運営
 6. その他組合の目的達成の必要なる事項

第 3 章 入 退 会 及 び 退 会

- 第 6 条 本会に入会しようとする者は、屋号及び氏名、法人の場合は法人名及び代表者名等々必要事項を所定の用紙に明記し入会金 2,000 円を納入して会長又は理事に申し込むこととする。
- 第 7 条 本会は、前条の申し込みを受けた時は役員会の承認を得るとする。
- 第 8 条 本会の者が廃業又は退会する場合は、その旨を会長宛に退会届け書を提出することとする。
- 第 9 条 本会の会計は、会費及びその他の収入によりこれを行う。
- 第 10 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とする。
- 第 11 条 本会会費は、月額 1,500 円とする。

第 5 章 会の運営及び理事の役職

- 第 12 条 本会の運営は、理事によってなされ次の役職を置くものとする。
- | | | | |
|-------|-----|-------|-----|
| ・会 長 | 1 名 | ・副会長 | 若干名 |
| ・会計部長 | 1 名 | ・総務部長 | 1 名 |
| ・広報部長 | 1 名 | ・事業部長 | 1 名 |

・会計監査 2名 ・相談役 若干名

- 第13条 会長の選出は総会に於いて公選とする。但し、選考委員会に依り推薦することが出来る。選考委員会は副会長で構成されるものとする。
- 第14条 相談役の選出は理事会の推薦による。
- 第15条 副会長は会長の推薦を受け、理事会の承認を得るものとする。
- 第16条 会計部長、総務部長、広報部長、事業部長、会計監査は、会長の推薦を受け執行部会の承認を得るものとする。
- 第17条 本会の理事の職務規定は次のように定める。
1. 会長は組合を代表し、会務を統括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長支障ある時はこれを代行する。
 3. 総務部長、広報部長、事業部長、会計部長は、会長を補助し専らその事務と会務全般を行う。
 4. 会計監査は、会計業務全般を精査し、定期総会時にその監査報告をする。
 5. 相談役は、会長の諮問機関としてこれに応ずるものとする。
- 第18条 本会の理事の任期は満2年を原則とする。但し、事情により再任を妨げない。
- 第19条 本会の理事に欠員を生じたる時は、補欠することができる。

第6章 会 議

- 第20条 本会の会議は、定期総会、臨時総会及び執行部会、理事会とする。但し、必要のある場合は、会長は各部会を設けることができる。
1. 定期総会は毎年1回5月頃にこれを開く。
 2. 臨時総会は、会長必要と認めたる時に諮り開催することとする。
 3. 理事会は、適宜会長の招集によりこれを開催する。
 4. 理事会は、会長以下全理事の過半数の出席を以って構成する。
 5. 執行部会は、会長・副会長で構成され、会長が必要に応じて招集するものとする。
- 第21条 本会の会議は、すべて多数決とし可否同数の場合は議長これを決定する。
- 第22条 本会の議長は、その都度会員の総意により推薦決定する。
- 第23条 本会の定期総会に於いては、以下の議題を審議議決する事とする。
1. 事業報告及び事業計画
 2. 決算及び予算の報告
 3. 会則の改正
 4. 役員の変更
 5. 必要と認めたる事項
- 第24条 本会の規約の改正は、総会の決議なくしてこれを行うことが出来ない。
- 第25条 本会の理事が、東京都社交飲食業生活衛生同業組合から同組合の理事

等及び総代に指名された場合は、同組合の理事会等の会合や催事等には積極的に参加するものとする。

第 26 条 本会の理事が、葛飾区食品衛生協会から同協会の理事等の役員に指名された場合は同協会の会合・開催等には積極的に参加するものとする。

第 27 条 本会に入会の後に、会員がその会費を 6 ヶ月以上滞納した場合、或いは会員自ら反社会的行為を行った場合、若しくは反社会的団体に所属していた場合等に於いては、会員としての欠格事由に該当する者とし本会から除名されるものとする。

附 則

第 1 項 本会の理事はすべて無報酬とする。

第 2 項 本会での功績顕著者には、理事会の承認により表彰することができる。

第 3 項 本会で組合の信用を著しく汚した者は、総会の決議により除名することができる。

第 4 項 その他必要と認めた事項は、執行部会もしくは理事会にて決議する。

第 5 項 この規約は、昭和 39 年 5 月 7 日より施行、平成 28 年 10 月 1 日より改正施行する。

第 6 項 慶弔規定は特に定めず、その都度執行部会にて決定する。

第 7 項 本会は東京都社交生活衛生同業組合北かつしか支部として届出、承認された団体である。

第 8 項 本会は葛飾区食品衛生協会に届出、承認された団体である。

平成 30 年 3 月 24 日